附則第七条第一項第三号を次のように改める。

三　外国人住民に係る住民記録システム等の整備に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額から平成二十二年度の基準財政需要額の算定に用いた戸籍住民基本台帳費に係る補正後の数値に一一五円を乗じて得た額と平成二十三年度の基準財政需要額の算定に用いた戸籍住民基本台帳費に係る補正後の数値に四二四円を乗じて得た額の合算額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を控除した額（当該額が四〇〇、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、四〇〇、〇〇〇、〇〇〇円とし、負数となるときは零とする。）に〇・八を乗じて得た額から特別交付税に関する省令の一部を改正する省令（平成二十三年総務省令第百五十八号）による改正前の特別交付税に関する省令附則第二十一項第三号の額を控除して得た額（当該額が負数となるときは、零とする。）

附則第七条第六項第二号を次のように改める。

二　文化財等の電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）による保存及び発信等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・六以上〇・八未満の市町村にあつては〇・七を、〇・五以上〇・六未満の市町村にあつては〇・九を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額（当該額が三六、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、三六、〇〇〇、〇〇〇円）

附則第七条第六項第四号中「鉄道事業者」の下に「等」を加え、同項第十三号イ中「七四七円」を「七一一円」に改め、同項第二十八号中「附則第十七条の二第一項に規定する修正基準」を「第三百八十八条第一項に規定する固定資産評価基準」に改め、同項に次の五号を加える。

三十　附則第六条第一項第二十八号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「道府県知事」とあるのは「市町村長」と、「第二十四条第一項第一号」とあるのは「第二百九十四条第一項第一号」と、「道府県民税」とあるのは「市町村民税」と読み替えるものとする。

三十一　複数の地方公共団体による情報システムの集約と共同利用のための計画策定及びデータの移行に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・六以上〇・八未満の市町村にあつては〇・七を、〇・五以上〇・六未満の市町村にあつては〇・九を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額

三十二　地方公営企業法の全部又は一部を適用している事業で、前々年度において経常収益の経常費用に対する不足額（以下この号において「経常収支の不足額」という。）を生じているもの又は前年度において前事業年度から繰り越した欠損金（以下この号において「繰越欠損金」という。）があるものについて、当該経常収支の不足額又は当該繰越欠損金の額の範囲内において地方公営企業会計システムの導入に要する経費として一般会計から繰り入れた額（当該経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額の範囲内に限る。）に〇・五を乗じて得た額に、財政力指数が〇・八以上の指定都市にあつては〇・五を、〇・六以上〇・八未満の指定都市にあつては〇・七を、〇・五以上〇・六未満の指定都市にあつては〇・九を、〇・五未満の指定都市並びに指定都市以外の市及び町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額

三十三　当該年度の消防救急デジタル無線及びアナログ無線の維持管理に要する経費から当該年度の普通交付税の算定において消防救急無線の保守・修繕費用として基準財政需要額に算入された消防費の額を控除して得た額に〇・八を乗じて得た額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・六以上〇・八未満の市町村にあつては〇・七を、〇・五以上〇・六未満の市町村にあつては〇・九を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額

三十四　附則第六条第一項第三十一号に規定する算定方法に準じて算定した額

附則第七条第九項を第十項とし、第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、第六項の次に次の一項を加える。

7　平成二十三年度から平成二十五年度までの間に限り、第五条第一項第三号イの額は、同号イの規定によって算定した額に、次の各号によって算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一　社会的弱者等の自立支援及び知の蓄積等による地域づくりに要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・六以上〇・八未満の市町村にあつては〇・七を、〇・五以上〇・六未満の市町村にあつては〇・九を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額

二　平成二十二年六月二十二日の閣議決定「地域主権戦略大綱について」に基づいて推進する緑の分権改革に係る取組に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・六以上〇・八未満の市町村にあつては〇・七を、〇・五以上〇・六未満の市町村にあつては〇・九を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額

附則に次の二条を加える。

（東日本大震災に係る道府県の三月分の算定方法の特例）

第十一条　平成二十三年度に限り、第四条第一項第一号の額は、同号の規定によって算定した額に、次の各号によって算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一　東日本大震災の被災地域の応援等に要する経費として総務大臣が調査した額（特定県以外の道府県にあつては当該額に〇・八を乗じて得た額）から第一回特例省令第一条第一号ハ、第二回特例省令第一条第一号ニ及び附則第九条第一項第六号によって算定した額の合算額を控除した額

二　東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律（平成二十三年法律第九十八号。以下「原発避難者特例法」という。）第六条第二項の規定により避難先団体が処理することとされた事務に要する経費のうち、同法第九条第一項の規定により当該道府県が負担する経費として総務大臣が調査した額

三　東日本大震災の被災者の受入れ等の支援に要する経費として総務大臣が調査した額（特定県以外の道府県にあつては当該額に〇・八を乗じて得た額）から附則第九条第一項第七号によって算定した額を控除した額

四　東日本大震災により被害を受けた文化財保護法第二条第一項に規定する文化財及び同法第百八十二条の規定に基づく条例により指定された文化財の災害復旧に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額から附則第九条第一項第十三号によって算定した額を控除した額

五　東日本大震災により被害を受けた水産業の振興対策に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額から附則第九条第一項第十四号によって算定した額を控除した額

六　特定県以外の道府県について、原子力発電所の事故により当該原子力発電所から放出された放射性物質により汚染された土壌等の除染に要する経費として総務大臣が調査した額から附則第九条第一項第十五号によって算定した額を控除した額

七　特定県以外の道府県について、原子力発電所の事故に伴い実施する風評被害対策等に要する経費として総務大臣が調査した額から附則第九条第一項第十六号によって算定した額を控除した額

八　原子力発電所の所在する道府県及びその周辺の道府県において緊急に実施する原子力災害に関する防災のための施策に要する経費として総務大臣が調査した額から附則第九条第一項第十七号によって算定した額を控除した額